

八千代市障害者計画・八千代市障害福祉計画等改定のためのアンケート

アンケート調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

八千代市では、「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」を基本理念として、令和3年3月に「八千代市第5次障害者計画」及び「八千代市第6期障害福祉計画・八千代市第2期障害児福祉計画」を策定し、様々な施策を展開しております。

これらの計画の改定時期を見据え、障害のある市民の皆様の生活の様子やご意見、ご要望などを改めてお伺いし、より実態に即した内容の計画を作っていくため、アンケート調査を実施することといたしました。

調査を実施するにあたり、送付させていただく方につきましては、市内に在住の障害者の方から無作為に抽出させていただいております。この調査の結果は末尾の自由記入欄以外はすべて統計的な数値として取りまとめますので、個人が特定されることはありません。一人でも多くの方のご回答をお聞かせください。ご多忙の折大変恐縮ですが、調査の趣旨をお汲み取りいただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年12月

八千代市長 服部友則

ご記入にあたってのお願い

- 質問の中の「あなた」とは、このアンケートが送られた宛名の方(ご本人)を指しています。お答えいただく方はご本人ですが、ご本人がお答えになるのが難しい場合には、ご家族の方や介助者の方などがご本人に代わってお答えいただいてもかまいません。
- 住所、氏名を記入する必要はありません。
- 質問によっては回答する方を限定しているものもありますので、質問の順にお答えください。
- 黒又は青色などのボールペン、万年筆、鉛筆などでお書きください。
- お答えは、あなたのお考えに最も近いと思われる回答を、質問文最後の()内に示された数の範囲で選び、その番号を○で囲んでください。
- 「その他()」に○をつけたときは、()内に具体的な内容をご記入ください。

ご記入いただきましたアンケートは、同封の返信用封筒に入れて、

令和4年12月30日(金)までに郵便ポストにご投函ください。(切手は不要です。)

この調査に関してのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

八千代市 健康福祉部 障害者支援課

TEL. 047-483-1151 / FAX. 047-483-2665

問1 このアンケートにご記入いただく方はどなたですか。(1つに○)

- 1. 本人
- 2. 家族や介助者が本人に聞いて代筆
- 3. 家族や介助者が本人の意向を考えて記入

…………… あなたご自身についてお伺いします ……………

問2 令和4年12月1日現在、あなたは何歳ですか。(あなたとは、宛名の障害のある方ご自身のことをいいます。)(1つに○)

- 1. 18～39歳
- 2. 40～64歳
- 3. 65～74歳
- 4. 75歳以上

問3 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. ※その他

※その他とは、性的マイノリティを考慮した選択肢です。戸籍上の区分とは別に、ご自身の主観によりご記入ください。

問4 あなたのお持ちの手帳はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 身体障害者手帳 → 次は問4-1、4-2へ
- 2. 療育手帳 → 次は問4-3へ
- 3. 精神障害者保健福祉手帳 → 次は問4-4、4-5へ
- 4. 手帳を持っていない → 次は問5へ

問4-1 (問4で「1」とお答えの方へ) あなたの身体障害者手帳の等級は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)

- 1. 1級
- 2. 2級
- 3. 3級
- 4. 4級
- 5. 5級
- 6. 6級

問4-2 (問4で「1」とお答えの方へ) あなたの身体障害の種類は次のどれですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 視覚	7. 心臓機能
2. 聴覚・平衡機能	8. 呼吸器機能
3. 音声・言語又はそしゃく機能	9. じん臓機能
4. 上肢機能、下肢機能	10. 肝臓機能
5. 体幹機能	11. ぼうこう・直腸・小腸機能
6. 脳原性運動機能	12. 免疫機能

→次は問5へ

問4-3 (問4で「2」とお答えの方へ) あなたの療育手帳の程度は次のどれですか。

(手帳を見て1つに○)

1. ①	4. Aの1	6. Bの1
2. ①の1	5. Aの2	7. Bの2
3. ①の2		

→次は問5へ

問4-4 (問4で「3」とお答えの方へ) あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は次のどれですか。(手帳を見て1つに○)

1. 1級	2. 2級	3. 3級
-------	-------	-------

問4-5 (問4で「3」とお答えの方へ) あなたの精神疾患の種類は次のどれですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 統合失調症、妄想性障害	6. 中毒性精神障害 (薬物、アルコールなど)
2. 気分障害 (うつ病・そううつ病など)	7. 神経症性障害 (不安障害、適応障害など)
3. 人格及び行動の障害 (ギャンブル依存、性同一障害、人格障害など)	8. 発達障害
4. 生理的及び身体的な行動症候群	9. てんかん
5. 器質性精神障害 (認知症、脳の損傷、高次脳機能障害など)	10. その他 ()
	11. わからない

→次は問5へ

問5 あなたは、次のうちあてはまるものがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自立支援医療（精神通院）を受給している
2. ※発達障害に係る診断等を受けている
3. ※高次脳機能障害
4. 介護保険法の要介護認定等を受けている → 次は問5-1へ
5. ※難病（指定難病） → 次は問5-2へ
6. あてはまるものはない

※発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するものです。

※高次脳機能障害：交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの機能障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともあります。

※難病（指定難病）：厚生労働省が指定している、原因が不明で治療法が確立していない338疾病です。千葉県から指定難病医療費制度に関する受給者証の交付を受けている方が対象です。

問5-1 (問5で「4」とお答えの方へ) あなたの受けている要介護度等は次のどれですか。
(1つに○)

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 要支援 (1・2) | 5. 要介護 4 |
| 2. 要介護 1 | 6. 要介護 5 |
| 3. 要介護 2 | 7. 非該当 |
| 4. 要介護 3 | |

→次は問6へ

問5-2 (問5で「5」とお答えの方へ) 病名は何ですか。
(差し支えなければ病名を直接ご記入ください)

→次は問6へ

問6 現在、どなたと一緒に暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 配偶者(妻・夫) | 8. 孫 |
| 2. 子ども | 9. 前記以外の親族 |
| 3. 子どもの配偶者 | 10. 親族以外の人 |
| 4. 父 | 11. 施設入所 (グループホームなどを含みます) |
| 5. 母 | 12. 単身 |
| 6. 祖父母 | 13. その他 () |
| 7. 兄弟・姉妹 | |

……… 福祉サービスの利用についてお伺いします ……

問7 現在、生活上で困っていることはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1. 自宅での入浴や排せつ、食事などに不自由を感じている | 5. 医療機関で、機能訓練や日常生活上の支援が必要 |
| 2. 一人で外出ができない | 6. 自宅での生活が難しい |
| 3. 日常生活や社会生活の訓練が必要 | 7. 施設入所しているが、地域での生活に移行したい |
| 4. 就労したいができない | 8. 障害に係る日常生活の便宜を図る用具が必要 |

問8 現在、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスが行われていますが、困っていることや心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1. 制度のしくみがわからない | 7. サービス利用の経済的負担が重い |
| 2. 専門用語がわからない | 8. 利用できるサービス量が少ない |
| 3. どの障害福祉サービス事業所を選んだらよいかわからない | 9. 利用したいサービスの種類がない |
| 4. 障害福祉サービス事業所が少ない | 10. サービス利用などについて相談する相手がいない |
| 5. サービス利用の手続きがめんどろ | 11. その他() |
| 6. 事業者との契約が難しい | 12. 特にない |

問9 障害者総合支援法に基づいて行われている主な福祉サービスは以下のような内容
 になっています。あなたは現在これらを利用していますか。また、今後利用したい
 と思いますか。
 (※現在利用しているサービスの内容については、八千代市が発行している
 受給者証をご確認ください。)

訪問系サービス

ホームヘルパーが自宅などを訪問するなどして提供されるサービスです。

(それぞれのサービスごとに○を記入してお答えください。)

サービス名	内容	現在利用 している 場合に○	今後 (いずれかに○)	
			利用 したい	利用する 予定はない、 わからない
<p>記入例1：現在利用していて、今後も利用したい</p>		<p>※現在利用されていない方も、今後について「1」、「2」のどちらかをお答えください。</p>		
(1)居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	①	→	① 2
<p>記入例2：現在利用しておらず、今後も利用する予定はない</p>				
(1)居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	1	→	1 ②
(1)居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。	1	→	1 2
(2)重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動中の介護をします。	1	→	1 2
(3)同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。	1	→	1 2
(4)行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に支援が必要な人などに、行動するとき必要な援護や外出時の移動中の介護などをします。	1	→	1 2
(5)重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高い人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	1	→	1 2

日中活動系サービス

施設などで障害のある人の昼間の活動を支援するサービスを行います。

(それぞれのサービスごとに○を記入してお答えください。)

サービス名	内容	げんざいりよう 現在利用 している ばあい 場合に○	こんご 今後 (いずれかに○)	
			りよう 利用 したい	りようする 利用する よてい 予定はない、 わからない
(1) 生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	1	→ 1	2
(2) 療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の支援を行います。	1	→ 1	2
(3) 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気などの場合、夜間も含め短期間施設へ入所し、入浴、排せつや食事の介護などの支援を行います。	1	→ 1	2

居住系サービス

入所施設などで住まいの場におけるサービスを提供します。

(それぞれのサービスごとに○を記入してお答えください。)

サービス名	内容	げんざいりよう 現在利用 している ばあい 場合に○	こんご 今後 (いずれかに○)	
			りよう 利用 したい	りようする 利用する よてい 予定はない、 わからない
(1) 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。	1	→ 1	2
(2) 施設入所支援	施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	1	→ 1	2

くんれん しゅうろうけい
訓練・就労系サービス

しゅうろう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれんとう かか
就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練等に係るサービスを行
います。

(それぞれのサービスごとに○を記入してお答えください。)

サービス名	内容	げんざいりよう 現在利用 している ばあい 場合に○	こんご 今後 (いずれかに○)	
			りよう 利用 したい	りよう 利用する よてい 予定はない、 わからない
(1) じりつ くんれん 自立訓練 (きのう くんれん 機能訓練・生活 くんれん 訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよ う、一定の期間、身体機能や生活能力向上 のためひつよう くんれん おこな のために必要な訓練を行います。	1	→ 1	2
(2) しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう ひと いってい きかん しゅうろう 就労を希望する人に、一定の期間、就労に ひつよう ちしき のうりよく こうじょう に必要な知識や能力の向上のための訓練を します。	1	→ 1	2
(3) しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	つうじょう じぎょうしょ ほとら こんなん ひと 通常の事業所で働くことが困難な人に、 しゅうろう きかい せいさんかつどう た かつどう 就労の機会や生産活動その他の活動の きかい ていきょう ちしき のうりよく こうじょう 機会の提供、知識や能力の向上のための くんれん おこな 訓練を行います。	1	→ 1	2
(4) しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	いっばんしゅうろう いこう ひと しゅうろう ともな 一般就労に移行した人に、就労に伴う せいかつめん かだい たいおう しえん おこな 生活面の課題に対応するための支援を行 います。	1	→ 1	2
(5) じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	じゅんかいほうもん ずいじつほう う そうだん おう 巡回訪問や随時通報を受けて、相談に応 じ、ひつよう じょうほう ていきょう じょげん れんらくちょうせい 必要な情報の提供や助言、連絡調整 えんじょ おこな などの援助を行います。	1	→ 1	2

(それぞれのサービスごとに○を記入してお答えください。)

サービス名	内 容	げんざいりよう 現在利用 している ばあい 場合に○	こんご 今後 (いずれかに○)	
			りよう 利用 したい	りよう 利用する よてい 予定はない、 わからない
(1) ちいきいこうしえん 地域移行支援	しせつ びょういんとう たいしょ たいいん 施設や病院等からの退所・退院にあつ てしえん よう ひと たい しせつ びょういんとう 支援を要する人に対し、施設や病院等 におけるちいきいこう とりくみ れんけい 地域移行の取組と連携しながら、 ちいき せいかつ いこう かつどう 地域における生活に移行するための活動 にかん そうだん ちいきいこう しょうがい に関する相談、地域移行のための障害 ふくし じぎょうじょうどう どうこうしえん 福祉サービス事業所等への同行支援など をおこな を行います。	1	→	1 2
(2) ちいきていちやくしえん 地域定着支援	しせつ びょういん ちょうきにゆうじょうどう ひと 施設や病院に長期入所等していた人が、 ちいきせいかつ いこうご あんしん ちいきせいかつ 地域生活に移行後、安心して地域生活を けいぞく れんらく そうだんとう しえん おこな 継続できるよう連絡、相談等の支援を行 います。	1	→	1 2
(3) けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいふくし りようしんせい 障害福祉サービスの利用申請にあたり、 とうりようけいかく そうだん サービス等利用計画についての相談など しえん おこな の支援を行うとともに、サービス事業者 とう かんけいきかん れんらくちようせい しえん 等の関係機関との連絡調整などの支援を おこな を行います。	1	→	1 2

問10 問9のサービスのほかに、八千代市では地域生活支援事業として下記のサービスを実施しています。あなたは現在これらのサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。

(それぞれのサービスごとに○を記入してお答えください。)

サービス名	内容	現在利用中 または 最近利用し た場合に○	今後 (いずれかに○)		
			利用 したい	利用する 予定はない、 わからない	
(1) 手話通訳者・ 要約筆記者の 派遣	聴覚障害者などが医療を受けるときなどに手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	1	→	1	2
(2) 移動支援	屋外の移動が困難な人が円滑に外出できるように支援します。	1	→	1	2
(3) 日常生活 用具費の支給	日常生活の便宜を図るための用具を 購入する費用を支給します。	1	→	1	2
(4) 地域活動支援 センター	施設に通う人に、創作的活動又は生産活動 の機会、社会との交流の促進などの便宜 を提供します。	1	→	1	2
(5) 訪問入浴 サービス	居宅を訪問し、入浴サービスを提供しま す。	1	→	1	2
(6) 日中一時支援	障害のある人の介護者の疾病、就労など の場合に、施設で日中における一時的な 見守りなどの支援を行います。	1	→	1	2
(7) 知的障害者 職親委託制度	一定期間、知的障害者の援護に熱意を持 った事業経営者などの下で、生活指導、 技能習得訓練などを行います。	1	→	1	2

…………… 日中の過ごし方についてお伺いします ……………

問11 あなたは、平日の昼間は、主にどこで(何をして)過ごしていますか。(1つに○)

1. 働いている(企業などで「一般就労」している) → 次は問11-1~11-3へ

2. 福祉作業所などで働いている(「※福祉的就労」) → 次は問11-4へ

3. 施設に入所している

4. 障害福祉サービス事業所などに通って訓練や介護を受けている

5. 病院に入院している

6. 自宅で家事・育児などを行っている

7. 自宅にいて特に何もしていない

8. 趣味の活動や社会参加を行っている

9. ボランティア活動などを行っている

10. その他()

次は問11-5へ

※福祉的就労：福祉作業所等での就労や就労系障害福祉サービス(「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」)を受ける就労です。また、それ以外の企業等での就労が一般就労です。



問11-1 (問11で「1」とお答えの方へ) 仕事に就く主なきっかけは何でしたか。(1つに○)

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1. ハローワークの紹介 | 5. 職業訓練校などの指導・紹介 |
| 2. 障害者就業・生活支援センター | 6. 知人・親族の紹介 |
| 3. 福祉作業所や障害福祉サービス事業所などの訓練 | 7. 親のあとを継いだなど |
| 4. 学校での進路指導・実習 | 8. 新聞・広告などで自分で探した |
| | 9. その他 () |

問11-2 (問11で「1」とお答えの方へ) 仕事をする上で不安や不満はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 収入が少ない | 8. 昇給や昇進が平等でない |
| 2. 仕事が難しい | 9. 通勤が大変 |
| 3. 仕事がきつい | 10. 障害への理解がない |
| 4. 自分に合った内容の仕事がない | 11. 相談相手がいない |
| 5. 職場の人間関係が難しい | 12. その他 () |
| 6. 職場での身分が不安定 | 13. 特に不安や不満はない |
| 7. トイレなどの設備が使いにくい | |

問11-3 (問11で「1」とお答えの方へ) 仕事を続けるためには何が必要だと思いませんか。

(○は3つまで)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 生活に必要な額の賃金 | 9. 職場の産業医のアドバイス |
| 2. 体調にあった勤務体制 | 10. 日常生活の援助 |
| 3. 良好な人間関係をつくるための援助 | 11. パソコン、インターネット等の技術習得 |
| 4. ジョブコーチによる支援 | 12. 職場の障害理解 |
| 5. 通勤のための援助 | 13. 病院での医療ケア |
| 6. 能力にあった仕事 | 14. 通院による主治医のアドバイス |
| 7. 異動や業務変更に対応していくための援助 | 15. その他 () |
| 8. 職業訓練 (職業リハビリテーション) | 16. 特にない |
| | 17. わからない |

→次は問12へ

問11-4 (問11で「2」とお答えの方へ)あなたは、どのような支援があれば企業など
の一般就労に移行できると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 就職の相談や仕事の紹介などの支援
2. 働きながら悩みや困ったことを相談できるしくみ
3. ジョブコーチなど就労定着支援・職場訪問など継続的支援
4. 職場体験や実習訓練の機会や場所の拡充
5. 職場の環境や仕事の内容、時間などの配慮
6. その他 ()
7. 特にない (働きたくはない)

→次は問12へ

問11-5 (問11で「3」～「10」とお答えの方へ)あなたが働いていない(働けない)理由
は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 高齢のため
2. 施設に入所しているため
3. 障害や病気など健康上の理由
4. 自分の障害の状況に合った仕事がないため
5. 通勤が困難なため
6. 家事・育児などで多忙なため
7. 趣味の活動などで多忙なため
8. ボランティア活動などで多忙なため
9. その他 ()
10. 特に理由はない

→次は問12へ



…………… 将来の生活についてお伺いします ……………

問12 毎日の生活の中で介助や支援が必要な方にお聞きします。主な介助者があなたを介助・支援できなくなった場合はどうしますか。(1つに○)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 一緒に住んでいる家族に頼む | 5. グループホームなどに入所する |
| 2. 別に住んでいる家族に頼む | 6. 病院に入院する |
| 3. 在宅にて障害福祉サービスを利用する | 7. どうしたら良いかわからない |
| 4. 施設に入所する | 8. その他 () |

問13 自分を主に介助してくれている人(親、兄弟、親族など)が亡くなったり、高齢になって介助することが難しくなったりしたときにあなたが必要だと思うことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--------------------------------|
| 1. ほかの親族からの支援・介助 |
| 2. 自宅で必要な支援やサービスを受けること |
| 3. 施設・グループホームなどへの入所 → 次は問13-1へ |
| 4. 成年後見制度の利用 |
| 5. 身近な問題を相談できる場 |
| 6. 健康管理をしてくれるサービス |
| 7. 地域とのつながりやコミュニティ参加 |
| 8. 就職のための支援など |
| 9. 特にない |
| 10. その他 () |

問13-1 (問13で「3」とお答えの方へ) 施設・グループホームなどへ入所するための申し込みなどの準備についてお答えください。(1つに○)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1. 申し込みをした → 次は問13-2へ | 3. まだ準備はしていない |
| 2. 申し込みを検討している | |

問13-2 (問13-1で「1」とお答えの方へ) 申し込みをした施設についてお答えください。(1つに○)

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 1. 入所支援施設 | 2. グループホーム | 3. その他 () |
|-----------|------------|------------|

→次は問14へ

…………… さいがいに たいおう つかが
災害時の対応についてお伺いします ……………

問14 あなたは、かじ じしん さいがいに ひとり ひなん
火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(1つに○)

1. できる 2. できない 3. わからない

問15 かぞく ふざい ばあい ひとりぐ ばあい きんじよ たす ひと
家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。
(1つに○)

1. いる 2. いない 3. わからない

問16 さいがいに ふくしひなんじよ せっち ばあい し
災害時に福祉避難所が設置される場合があることを知っていますか。(1つに○)

1. 知っている 2. 知らない

※福祉避難所：ふくしひなんじよ こうれいしゆ しょうがい ひと いっぱん ひなんじよ せいかつ ししやう ひと
高齢者や障害のある人など、一般の避難所では生活に支障をきたす人たちのために
はいりよ ひなんじよ じてきひなんじよ せっち
配慮された避難所であり、二次的避難所として設置されます。

問17 かじ じしん さいがいに こま なん
火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. どうやく ちりやう う
投薬や治療が受けられない
2. ほ そうぐ しやう こんなん
補装具の使用が困難になる
3. ほ そうぐ にちじやうせいかつやうぐ にゆうしゆ
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. きゆうじよ もと
救助を求めることができない
5. あんぜん じんそく ひなん
安全なところまで、迅速に避難することができない
6. ひがいにじやうきやう ひなんばしよ じやうほう にゆうしゆ
被害状況、避難場所などの情報が入手できない
7. しゆうい
周囲とのコミュニケーションがとれない
8. ひなんばしよ せつび せいかつかんきやう ふあん
避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安
9. いりやうきき でんげんかくほ こんなん
医療機器などの電源確保が困難になる
10. その他 ()
11. とく
特にない

とい 問18 ^{ふくしひなんじょ} 福祉避難所 ^{りよう} を利用しやすくするために ^{ひつよう} 必要なことは何ですか。 ^{なん}

(あてはまるもの3つまで)

- | | |
|--|---|
| 1. ^{ふくしひなんじょ} 福祉避難所 ^{いどう} まで移動するための ^{えんじょ} 援助 | 5. ^{いりようてき} 医療的ケアへの ^{たいおう} 対応があること |
| 2. ^{だんさ} 段差がないことや ^{つうろ} 通路、スペースが ^{かくほ} 確保されていること | 6. ^{かぞく} 家族が ^{いっしょ} 一緒に ^す 過ごせること |
| 3. ^{みず} 水、 ^{しょくりょう} 食料、 ^{もうふ} 毛布などの ^{びちく} 備蓄が ^{じゆうぶん} 十分であること | 7. ^{しょうがい} 障害の内容に応じた ^{たいおう} 対応がなされること |
| 4. ^{ふくしひなんじょ} 福祉避難所 ^{えい} 運営のための ^{じんてきたいせい} 人的体制が ^{かくほ} 確保されていること | 8. その他 () |



…………… 権利擁護などについてお伺いします ……………

問19 あなたは、市民の障害のある人への対応や理解が足りていると思いますか。(1つに○)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 足りていると思う | 3. 全然足りていないと思う |
| 2. 少し足りていないと思う | 4. わからない |

問20 あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 希望した学校に入学できなかった
2. 希望する仕事に就けなかった
3. 職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて悪い・低い
4. 障害を理由に退職を迫られた
5. 差別用語を使われた
6. 電車や施設の利用を断られた
7. 冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった
8. 周りの人や施設の人から暴力による虐待を受けた
9. 周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた
10. 年金や手当が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されるなど、自分の財産が侵害された
11. 賃貸物件への入居や移転の時、障害を理由に断られた
12. 食堂やホテルなどで利用を断られた
13. 受診や治療を断られた
14. その他()
15. 特にない、わからない

問21 あなたは「※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」をご存じですか。(1つに○)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 大まかな内容は知っていた | 3. 知らない |
| 2. 内容は知らないが、聞いたことはある | |

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関、公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

問22 やちよし しょうがい かつた ほんにん かぞく しえんしゃ しゅうい かつた しょうがいしゃ
 八千代市では、障害のある方ご本人やそのご家族、支援者など周囲の方からの障害者
 ぎやくたい かん なや ぎもん さまざま そうだん う つけ しょうがいしゃぎやくたいぼうし
 虐待に関する悩みや疑問など、様々な相談を受け付ける「障害者虐待防止センター」
 せっち ぞん
 を設置しています。あなたは、このことをご存じでしたか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 知っている | 3. 知らなかった |
| 2. よく知らないが、聞いたことはある | |

問23 さべつ ぎやくたい う ばあい だれ そうだん
 差別や虐待を受けた場合に、誰かに相談しましたか。(1つに○)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 差別や虐待を受けたことはない |
| 2. 差別や虐待を受けたが、相談をしなかった → 次は問23-1へ |
| 3. 差別や虐待を受け、相談をした → 次は問23-2へ |

問23-1 (問23で「2」とお答えの方へ) そうだん りゆう なん
 相談をしなかった理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 誰も相談する人がいないから | 6. 相談するほどのことでもない |
| 2. 相談先がわからないから | 7. ほかの方法で解決したから |
| 3. 恥ずかしくて相談できないから | 8. その他 () |
| 4. 情報漏えいが不安だったから | |
| 5. 他人を巻き込みたくなかったから | |

→次は問24へ

問23-2 (問23で「3」とお答えの方へ) さべつ ぎやくたい う ばあい だれ そうだん
 差別や虐待を受けた場合に、誰に相談しましたか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 家族 | 4. 相談窓口 |
| 2. 学校・教育委員会 | 5. その他 () |
| 3. 障害者の団体など | |

→次は問24へ

問24 障害のある人もない人も共に地域で普通に生活できるように、市が特に力を入れるべきことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 地域行事への障害者の参加を促進し、地域住民等との交流の場を増やすこと
2. 学校での障害に関する教育や情報の提供
3. 障害についての正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催
4. 障害者作品展や障害者と交流するイベントの開催
5. 普通学級への受け入れやインクルージョン教育の促進
6. 障害者の一般企業への就労の促進
7. その他 ()
8. 特にない

問25 あなたは「※成年後見制度」をご存じですか。(1つに○)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前は知っているが、内容は知らない
3. 知らない

※「成年後見制度」は、判断能力が不十分な成年者(知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者など)が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人(「後見人」)を付け、財産管理や福祉サービスの利用などを任せる制度です。また、判断力があるうちに後見人をあらかじめ選んでおく「任意後見契約」という制度もあります。

問26 あなたは、万一自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見制度」を利用して財産を任せたい人は誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 家族・親族
2. 友人・知人
3. 近隣住民や自治会
4. 市民後見人
5. 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職
6. 成年後見を行うNPO等の法人
7. その他 ()
8. わからない
9. 誰にも任せたくない

とい せいねんこうけんせいど そうだんまどぐち し
問27 成年後見制度の相談窓口として知っているものはどれですか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 1. 市役所(基幹相談支援センターを含む)
む) | 5. 千葉県社会福祉士会 |
| 2. 後見支援センター(社会福祉協議会) | 6. その他() |
| 3. 千葉県弁護士会 | 7. どれも知らない |
| 4. 千葉県司法書士会 | |

とい れいわがねんど しこう やちよししゅわげんご りかいおよ ふきゆうなら しょうがい
問28 あなたは、令和元年度に施行した「八千代市手話言語の理解及び普及並びに障害の
とくせい おう しゅだん かん じょうれい ぞん
特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」をご存じですか。(1つに○)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 名前も内容も知っている | 3. 知らない |
| 2. 名前は知っているが、内容は知らない | |

しょうがいしゃしきくぜんぱん うかが
 …………… 障害者施策全般についてお伺いします ……………

と
問29 やちよし く やちよし とく しきく ちから い
 八千代市で暮らしていくうえで、八千代市にこれから特にどのような施策に力を入れてほしいとおもいますか。(〇は5つまで)

1. しょうがい かん しみん りかい ふか けいほつかつどう
 障害などに関する市民の理解を深めるような啓発活動
2. ぶんかかつどう かつどう ちいき ひとびと こうりゅう
 文化活動やレクリエーション活動などによる地域の人々との交流
3. じょうほうていきょう きがる なん そうだん たいせい じゅうじつ
 情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実
4. しょうがいしゃとう かぞく たが なや きょうゆう じょうほうこうかん たいせい
 障害者等やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換できる体制
 (ピアサポート) づくり
5. しょうがいしゃとう たい ようせい かつどう しえん たいせい
 障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援する体制づくり
6. しょうがい ひと けんこう きのうくんれん じゅうじつ
 障害のある人の健康づくりや機能訓練の充実
7. せいかつかいご ふくし じゅうじつ
 生活介護など福祉サービスの充実
8. ふくし りよう じぎょうしょ せいび
 福祉サービスを利用できる事業所の整備
9. さぎょうしょ など ふくしてきしゅうろう ば せいび
 作業所など、福祉的就労の場の整備
10. きんりん きぎょう しゅうろう しょくば かいたく
 近隣の企業などで就労できるような職場の開拓
11. しゅうろう かくしゅしえん たいせい
 就労のための各種支援の体制づくり
12. こせい そんちよう かのうせい の きょういくかんきょう じゅうじつ
 個性を尊重し可能性を伸ばす教育環境の充実
13. ちいき ひとびと たが ささ あ たいせい じんざいくせい
 地域の人々がお互いに支え合う体制づくりと人材育成
14. じゅうたく どうろ こうつうきかん しょうがい ひと く
 住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり
15. さいがい きんきゅうじ たいおうたいせい きょうか
 災害や緊急時の対応体制の強化
16. しない しせつ ちいきかつよう すいしん
 市内にある施設の地域活用の推進
17. しょうがいふくし じぎょうしょ しどう ひょうか ないよう てきせいか こうじょう そくしん
 障害福祉サービス事業所の指導・評価とサービス内容の適正化・向上の促進
18. てきせい じぎょうしゃ せんたく けいやく しえんたいせい
 適正な事業者を選択し契約ができるような支援体制づくり
19. せいねんこうけんせいど しょうがい ひと じんけん まも すいしん
 成年後見制度など、障害のある人の人権を守るためのしくみの推進
20. その他()
21. とく
 特にない、わからない

..... ご意見をお寄せください

問30 やちよし しょうがいしゃしきく かん がいけん ようぼう じゆう か
八千代市の障害者施策に関するご意見、ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

Blank area for writing responses, featuring horizontal dashed lines for guidance.

きょうりやく へんしんようふうとう い れいわ ねん がつ にち
ご協力ありがとうございました。返信用封筒に入れ、令和4年12月30日
きん ゆうびん とうかん きては ひつよう
(金)までに郵便ポストにご投函ください。(切手を貼る必要はありません。)